

唐津市上下水道局
窓口業務包括的委託

プロポーザル実施説明書

令和8年4月

唐津市上下水道局

目次

I	概要	3
1	委託業務名	3
2	本業務の目的	3
3	本業務の委託範囲	3
4	委託期間	3
5	許認可等の取得に関する事項	3
6	法令等の遵守	3
7	問合せ先	3
II	プロポーザル参加要件等	4
1	参加資格に関する要件	4
2	参加資格の喪失	4
3	プロポーザルに関する留意事項	5
III	プロポーザルに関する手続等	6
1	プロポーザル参加資格確認申請	6
2	プロポーザル参加資格確認申請の審査	6
3	プロポーザル参加資格の確認結果の通知	6
4	説明会の開催及び提案書作成に必要な資料の貸出し	6
5	業務提案書等に係る質問の受付	6
6	質問に対する回答	7
7	関係函書の公開及び入手方法	7
8	業務提案書等の提出	7
9	ヒアリングの実施	8
10	本委託業務に係る提案見積限度額	8
11	申請及びプロポーザルを行った者が1者の場合の取扱い	8
12	プロポーザルの辞退	9
13	プロポーザル参加に係る申請書類等の作成に関する取扱い	9
IV	受託候補者の選定等	10
1	評価体制	10
2	評価の方法	10
3	受託候補者の選定	10
4	評価基準	10
5	得点化方法	11
6	業務評価点の最低基準点	11
7	評価内容	11
8	総合評価値が最も高い者が2者以上いる場合の取扱い	13
9	受託候補者として選定されなかった者に対する理由の説明	13
10	契約保証金の額、納入時期及び返還時期	14

このプロポーザル実施説明書（以下「本書」という。）は、唐津市水道事業（以下「委託者」という。）が発注する窓口業務包括的委託（以下「本業務」という。）について、公募型プロポーザル方式の参加者（以下「プロポーザル参加事業者」という。）の募集及び選定を行うにあたり、必要な事項を定めるものである。本書は、次の書類と一体をなすものである（本書を含めて、以下「実施説明書等」という。）。

- (1) 公募公告
- (2) 要求水準書
- (3) 窓口業務基本処理要領
- (4) 契約書（案）

I 概要

1 委託業務名

唐津市上下水道局窓口業務包括的委託

2 本業務の目的

この委託業務は、唐津市が徴収事務を行う水道料金並びに公共下水道使用料、集落排水処理施設使用料及び戸別浄化槽使用料（以下「下水道使用料等」という。）並びに公共下水道事業等受益者負担金・分担金、集落排水処理施設分担金及び戸別浄化槽分担金（以下「受益者負担金等」という。）並びに工業用水道料金（以下「水道料金等」という。）の窓口対応業務及び収納金の徴収・受領業務等（給水装置工事関連業務及び排水設備工事関連業務を含む。（以下「本業務」という。）を包括的に委託することにより、窓口における安定的な業務遂行の実現、お客様への質の高いサービスの提供及び収納金の収納率向上等を図り、効率的かつ安定的な事業運営を行うことを目的とする。

3 本業務の委託範囲

本業務の委託範囲は、水道事業窓口業務等業務であり、別に定める要求水準書（以下「要求水準書」という。）に従い、実施するものとする。

4 委託期間

本業務の委託期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。ただし、契約締結の翌日から令和9年3月31日までは引継期間とする。

5 許認可等の取得に関する事項

本業務の実施に関し、許認可等の申請・届出は委託者が行うが、書類等の作成に当たって、受託者は委託者を支援すること。受託者が自ら行うべき申請・届出については、委託者は受託者を支援する。

6 法令等の遵守

本業務の実施に当たって、水道法（昭和32年法律第177号）その他の関係する法令、条例、規程、基準等を遵守しなければならない。詳細については要求水準書を参照のこと。

7 問合せ先

〒847-8511

佐賀県唐津市西城内1番1号

唐津市上下水道局業務課料金係

TEL：0955-72-9145

FAX：0955-72-9301

E-mail：suidou-gyoumu@city.karatsu.lg.jp

唐津市ホームページ

<https://www.city.karatsu.lg.jp/>

II プロポーザル参加要件等

1 参加資格に関する要件

参加申込期日時点において次の各号に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 唐津市競争入札参加資格登録名簿の「役務、保守点検、警備、清掃業務その他の業務に関するもの」の「その他」のうち、水道メーター検針、水道料金の徴収等として登録されていること。
- (2) 単独企業体または共同企業体であること。共同企業体の場合は次に掲げる条件をすべて満たす者とする。
 - ア 共同企業体の構成員数は3者までとする。
 - イ 共同企業体の構成員の最小出資比率は30%とする。
 - ウ 構成員の中から代表構成員を決定するものとする。また、代表構成員の出資比率は構成員中最大とする。
 - エ 共同企業体の運営方式は、各構成員が対等の立場で一体となって業務を履行する共同履行方式とする。
 - オ 共同企業体の構成員は、単体事業者または他の共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加する者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）により、更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）により、再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (6) 唐津市から指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 代表者及び役員等が次に掲げるいずれかに該当する者でないこと、又は次に掲げる者が経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号（以下「法」という。））第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）をいう。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）をいう。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) 令和3年度から令和7年度までの間に、給水人口50,000人以上の水道事業体において単独企業体又は共同企業体の代表構成員として窓口業務を包括的に受託している業務について1年間以上元請として契約し、かつ、これを誠実に履行していること。
- (9) 情報セキュリティに関する国際規格（ISO/IEC27001）又はプライバシーマークを取得していること。

2 参加資格の喪失

プロポーザル参加事業者が委託契約の締結日までの間に参加資格を欠くにいたった場合、当該参加事

業者のプロポーザル参加資格を取り消すものとする。

3 プロポーザルに関する留意事項

(1) 公正なプロポーザルの確保

プロポーザル参加事業者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) プロポーザルの取りやめ等

プロポーザル参加事業者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加事業者を参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。これらの場合においてプロポーザル参加事業者が損害を受けることがあっても、委託者は、その賠償の責を負わない。

(3) 使用言語、単位等

プロポーザルの参加に際して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。

(4) 提出書類の取扱い

ア 著作権

プロポーザル参加事業者からの提出書類に含まれる著作物の著作権は、当該参加事業者に帰属する。ただし、公表、展示その他委託者が本業務に関し必要と認める用途に用いるときは、委託者は必要な範囲でこれを無償で使用するができる。この場合、プロポーザル参加事業者の技術・商業上のノウハウは、公表しない。

イ 提出書類の無効

提出書類に虚偽の記載をした場合は、プロポーザル参加資格確認申請書又は業務提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して参加資格を取り消すことができる。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行ったプロポーザル参加事業者が負う。

(6) 提供資料の取扱い

委託者が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に係る検討の範囲内であっても、委託者の了承を得ることなく、第三者にこれを使用させたり、又は内容を提示したりしてはならない。

(7) その他

ア 本業務のプロポーザルについては、要求水準書に記載された法令等（本市ホームページに掲載）を熟知のうえ、参加すること。

イ 委託者は、実施説明書等に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関して必要な事項が生じた場合には、本市ホームページを通じてプロポーザル参加事業者に通知する。また、公募公告以降、実施説明書等を補完又は修正する追加資料を委託者が公表した場合は、当該追加資料が実施説明書等の記載内容に優先するものとする。

なお、追加資料の公表は、本市ホームページで行う。

Ⅲ プロポーザルに関する手続等

1 プロポーザル参加資格確認申請

プロポーザルへの参加希望者は、参加資格確認申請書一式を次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加資格確認申請書（第1号様式）

（ただし、共同企業体の場合は、唐津市建設工事に伴う業務委託共同企業体取扱要綱（平成27年告示第236号）第9条第1項で定める書類に準ずる。）

イ 商業登記履歴事項証明書（公告日以降に交付されたもの）

ウ 定款（最新のもの）

エ 直近3年分の会社法（平成17年法律第86号）に規定される計算書類及び事業報告

オ 会社概要（最新のもの（パンフレットも可））

カ 履行証明書（別紙）

キ 情報セキュリティに関する国際規格（ISO/IEC27001）又はプライバシーマークの取得を確認できる書類

(2) 提出方法

ア 郵便（書留又は簡易書留）によることとし、持参、電子メール及びファクシミリによる提出は認めない。

イ 封筒の表書きに「窓口業務包括的委託プロポーザル参加資格確認申請書在中」と記載すること。

(3) 提出期限

令和8年6月1日（月）午後5時（必着）

(4) 提出場所

〒847-8511

佐賀県唐津市西城内1番1号

唐津市上下水道局業務課料金係

2 プロポーザル参加資格確認申請の審査

応募者のプロポーザル参加資格の確認を行うため、審査を実施する。

3 プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和8年6月5日（金）

4 説明会の開催及び提案書作成に必要な資料の貸出し

参加資格審査の結果、プロポーザル参加事業者に対して日時を指定し、説明会を開催する。

また、説明会当日、業務提案書及び業務提案見積書（以下「提案書等」という。）の作成に必要な資料の貸出しを行う。

なお、指定日時以外には、資料の貸出しを行わないものとする。

(1) 開催日時 令和8年6月12日（金）午前10時から午後0時まで

(2) 開催場所 唐津市役所本庁舎5階501会議室

(3) 参加人数 1事業者当たり2名以内

(4) 貸出期間 令和8年6月12日（金）からヒアリング実施日まで

5 業務提案書等に係る質問の受付

業務提案書等の作成に係る質問がある場合は、質問内容を簡潔にまとめ、提出すること。

(1) 提出場所

唐津市上下水道局業務課料金係
TEL 0955-72-9145
E-mail suidou-gyoumu@city.karatsu.lg.jp

(2) 提出方法

任意の様式により電子メールにて提出し、件名は、次のとおりとする。なお、送信確認として電話連絡すること。

【参加事業者名】唐津市上下水道局窓口業務包括的委託（質問書）

(3) 受付期限

令和8年6月26日（金）午後5時必着

6 質問に対する回答

提出された質問は、令和8年7月2日（木）午後5時までに、質問者を匿名化し、参加事業者全員へ電子メールにて回答する。

7 関係図書の公開及び入手方法

令和8年5月1日（金）から本市ホームページ（<http://www.city.karatsu.lg.jp/>）でダウンロードすること。

8 業務提案書等の提出

プロポーザル参加資格の確認において、当該参加資格があると認められた場合は、プロポーザル参加事業者は次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

- ア 業務提案書（第2号様式）
- イ 提案見積書（第3号様式）

(2) 提出方法

- ア 業務提案書は、提出部数ごとに綴り、郵便（書留又は簡易書留）によることとし、持参、電子メール及びファクシミリによる提出は認めない。
- イ 提出された書類の書換え、引換え又は撤回することはできない。

(3) 提出場所

〒847-8511
佐賀県唐津市西城内1番1号
唐津市上下水道局業務課料金係

(4) 提出期間

令和8年6月8日（月）午前8時30分から令和8年7月31日（金）午後5時まで（必着）

(5) 提出部数

提出部数については、次のとおりとする。

- ア 正本 1部
- イ 副本 7部

(6) 提出書類の作成方法

提出書類の作成に当たっては、委託者から特別な指示がない限り、次項の業務提案書作成上の留意事項を参照のうえ、次の点に留意すること。

- ア 使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。
- イ 原則として横書きで記載すること。

ウ 各様式中に掲げる指示を十分に踏まえること。

(7) 業務提案書作成上の留意事項

業務提案書の作成に当たっては、次の事項に留意し、作成すること。

ア 作成上の留意事項

- (ア) 業務提案書は第2号様式（別紙を含む。）を使用し、サイズは日本工業規格「A4版」縦書き横書き左綴じとすること。
- (イ) フォントは、原則としてMS明朝体10.5ポイントで統一すること。ただし、図表中及び図面中の文字サイズについては、この限りでない。
- (ウ) 業務提案書ごとに、各ページの下中央に通し番号を付すること。
- (エ) 図表等を使用する場合、「A3版」を使用するときは、折り綴じ、業務提案書に記載する参加番号を必ず記入すること。
- (オ) 業務提案書には、ロゴマークの使用を含め、会社名が分かるような記述は避けること。（ただし、イ記載事項(カ)で定める契約書、仕様書等の写し又は履行証明書を除く。）
- (カ) 詳細評価項目ごとに、5枚以内にまとめること。
- (キ) 提出の際は、詳細評価項目の順に綴じること。
- (ク) 業務提案書は、ヒアリングの際に内容確認を行うことがある。
- (ケ) 業務提案書は、確実に実現できる範囲で記載すること。

イ 記載事項

- (ア) 業務提案書（別紙を含む。）の「参加番号」欄には、プロポーザル参加資格結果通知書に記載されている参加番号を記載すること。
- (イ) 経営比率計算書（別紙2）は、直近の決算の内容で算出すること。
- (ウ) 詳細評価項目別業務提案書（別紙3）の「評価項目」欄には、評価基準の「評価項目」を記載すること。
- (エ) 詳細評価項目別業務提案書の「詳細評価項目」欄には、評価基準の「詳細評価項目」を記載すること。
- (オ) 業務提案に当たっては、評価基準の詳細評価項目ごとに、評価内容について詳細に記載すること。
- (カ) 詳細評価項目「受託実績（水道料金等に限る。）」については、窓口業務等受託実績一覧（別紙4）に記載するとともに、受託実績内容が確認できる部分の契約書、仕様書等の写し又は履行証明書（第1号様式（別紙））を添付すること。ただし、受託実績については、最大10件までとする。

9 ヒアリングの実施

プロポーザル参加事業者に対し業務提案書の内容について、ヒアリングを実施するものとし、日程は別途通知する。

10 本委託業務に係る提案見積限度額

金979,500,000円（消費税相当額及び地方消費税相当額を除く。）

この金額は、5年間の提案見積限度額とし、契約時の予定価格を示すものではない。

また、提案見積額がこの限度額を超える場合、失格とする。

11 申請及びプロポーザルを行った者が1者の場合の取扱い

プロポーザル参加資格確認申請及びプロポーザルを行った者が1者の場合であっても、原則として当

該プロポーザルは実施し、審査・評価を行う。

12 プロポーザルの辞退

- (1) プロポーザル参加資格者は、受託候補者が決定するまでの間、いつでもプロポーザルを辞退することができる。
- (2) プロポーザルを辞退する者は、プロポーザル辞退届を持参又は郵送若しくはファクシミリにより提出すること。

13 プロポーザル参加に係る申請書類等の作成に関する取扱い

- (1) プロポーザルへの参加等に際し必要となる書類の作成に要する費用は、申込みをした者の負担とする。
- (2) 業務提案書、提案見積書及び積算内訳書（以下「業務提案書等」という。）の提出後から受託候補者の決定までの間、業務提案書等に記載された内容の変更は認めない。
- (3) 提出された業務提案書等は、返却しないものとする。

IV 受託候補者の選定等

1 評価体制

唐津市水道事業等包括的委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において評価を実施する。

2 評価の方法

評価は、参加事業者が提出した提案書に基づき算出する業務評価点と提案見積額（消費税及び地方消費税を除いた額をいう。以下同じ。）により算出する価格評価点との合計点数（以下「総合評価値」という。）により行うものとする。

総合評価値＝業務評価点＋価格評価点

3 受託候補者の選定

受託候補者は、次に掲げるすべての要件を満たすプロポーザル参加事業者のうち、総合評価値が最も高い者とする。

(1) 提案見積額が提案見積限度額の範囲内にあること。

(2) 業務評価点が最低基準点以上であること。

4 評価基準

評価項目	詳細評価項目	配点	小計
会社概要	財務状況	5	10
	基本理念	2	
	受託実績（水道料金等に限る。）	3	
業務実施体制、人材育成及び地域貢献	業務実施体制	7	15
	人材育成	5	
	地域貢献	3	
委託業務	受付業務に関する事項	8	45
	検針及び開閉栓業務に関する事項	5	
	水道料金等の調定、収納及び滞納整理業務に関する事項	20	
	給水装置工事及び排水設備工事関連業務に関する事項	12	

個人情報保護及び 危機管理体制	個人情報保護	5	10
	危機管理体制	5	
提案見積額	提案見積額	20	20
合計			100

5 得点化方法

(1) 業務評価点における得点化方法

業務評価点は、選定委員会が評価基準に従い、評価項目ごとに評価する得点の合計をもって充てるものとする。

各評価項目については、次表に定める5段階評価による得点化方法により得点を付する。

評価	評価の意味合い	得点化方法
A	良い	配点×1.0
B	少し良い	配点×0.8
C	普通	配点×0.6
D	少し悪い	配点×0.4
E	悪い	配点×0.2

(2) 価格評価点における得点化方法

価格評価点 = $[0.5 - \{(当該提案見積額 - 平均提案見積額) / 平均提案見積額\}] \times 価格配点$

なお、 $[0.5 - \{(当該提案見積額 - 平均提案見積額) / 平均提案見積額\}]$ の値が、負の値となるときは「0」とし、1を超えるときは「1」とする。

※小数点第2位以下を四捨五入する。

6 業務評価点の最低基準点

業務評価点の最低基準点は、選定委員会において事前に決定する。

7 評価内容

(1) 会社概要

ア 財務状況（配点5点）

会社の規模及び経営状況を総合的に判断し、将来にわたり安定して業務を行い得る経営基盤があるか、次の点に留意し、その内容について評価する。

(ア) 資本金

(イ) 自己資本比率

(ウ) 流動比率

(エ) 固定比率

イ 基本理念（配点2点）

本業務を実施するにあたって、水道事業全般に対する理解度、取組方など企業の基本的な考え

方、基本理念について評価する。

ウ 受託実績（水道料金等に限る。）（配点3点）

令和3年度から令和7年度までの間に給水人口50,000人以上の水道事業体における単独企業又は共同企業体の代表構成員として水道料金徴収等の包括的委託の受託実績に関しその内容について評価する。

(2) 業務実施体制、人材育成及び地域貢献

ア 業務実施体制（配点7点）

業務実施体制に関し、次の点に留意し、その内容について評価する。

- (ア) 各業務の執行計画
- (イ) 業務における指揮命令系統及び責任体制
- (ウ) 急な欠員又は繁忙期に対応できる人員配置
- (エ) 各業務の適性に応じた最適な人員配置
- (オ) 業務中の事故、苦情及び不当要求への対応の体制
- (カ) メンタル面も含めた従事者へのサポート

イ 人材育成（配点5点）

業務従事者の指導、研修及び習熟の計画

ウ 地域貢献（社会貢献、地元経済及び地元雇用）に関する事項（配点3点）

地域貢献に関し、次の点に留意し、その内容について評価する。

- (ア) 過去の受託業務における地域貢献
- (イ) 本市への貢献の提案
- (ウ) 本業務を受託した場合の地元雇用（市内在住者及び雇用後市内在住を前提とする者の雇用）及び本業務の従事経験者の雇用

(3) 委託業務

ア 受付業務に関する事項（配点8点）

受付業務に関し、次の点に留意し、その内容について評価する。

- (ア) 満足度、要望、苦情等を可視化し、かつ、それらをフィードバックさせる窓口対応について
- (イ) 重複作業が発生せず、かつ、従事者が作業を共有できる効率的な料金システム管理について
- (ウ) DXによる業務効率化及び使用者の手続き短縮について
- (エ) 要求水準書で示す法令等を熟知した上での受付対応。また、問い合わせ等に対し、従事者がそれらを明確に説明できる対応について

イ 検針及び開閉栓業務に関する事項（配点5点）

検針及び開閉栓業務に関し、次の点に留意し、その内容について評価する。

- (ア) 迅速な請求を可能にする最短期間での検針業務について
- (イ) 異常水量（水量の増減、漏水の疑い等）が判明した場合の使用者に対する対応について
- (ウ) 無届使用及び無届転出等、自発的な気づきに心がけた対応について
- (エ) 使用者に説明が必要な場合についての明確かつ懇切丁寧な対応について

ウ 水道料金等の調定、収納及び滞納整理業務に関する事項（配点20点）

調定、収納及び滞納整理業務に関し、次の点に留意し、その内容について評価する。

- (ア) 漏水による減免等、技術的な知識を要する場合の対応について
- (イ) 使用者と交渉を要する場合の対応について

- (ウ) 収納率向上についての提案並びに目標設定及び達成見込み
 - (エ) 給水停止のできない場合等、他の手段による滞納整理が必要な場合の対応について
 - (オ) 有収率の向上対策について
- エ 給水装置工事及び排水設備工事関連業務に関する事項（配点 1 2 点）
- 給水装置工事及び排水設備工事関連業務に関し、次の点に留意し、その内容について評価する。
- (ア) 給水工事届出書の受付・審査及び完成検査について
 - (イ) 排水設備申請書の受付・審査及び完成検査について
 - (ウ) 指定工事事業者の資質・能力向上について
 - (エ) 違反工事等があった場合の指定工事事業者への厳正な指導について
 - (オ) 配水管の状況により給水装置の新設を承認することができない場合及び下水道整備の状況により排水設備の新設を承認することができない場合等の対応について
 - (カ) DXによる業務効率化の提案について

(4) 個人情報保護及び危機管理体制

- ア 個人情報保護に関する事項（配点 5 点）
- 個人情報保護に関し、次の点に留意し、その内容について評価する。
- (ア) 個人情報保護管理体制及び業務従事者への指導体制
 - (イ) 社内研修体制及び業務従事者への浸透
 - (ウ) 個人情報の流出対策及び効果的なチェック方法
- イ 危機管理体制に関する事項（配点 5 点）
- 防災、災害及び緊急時の危機管理体制に関し、次の点に留意し、その内容について評価する。
- (ア) 窓口部門受託者としてのライフラインの安定供給の手法
 - (イ) 災害時における窓口業務のサービス継続及びお客様のサポート

(5) 提案見積額

- 提案見積額（配点 2 0 点）
- 提案見積額は、当該評価基準の価格評価点における得点化の方法により得点を付与する。

8 総合評価値が最も高い者が 2 者以上いる場合の取扱い

総合評価値が最も高いプロポーザル参加事業者が 2 者以上いるときは、次の項目を順に判定して選定を行う。

- (1) 業務評価点が高い者
- (2) 委託業務に関する評価点が高い者
- (3) 提案見積額が低い者

9 受託候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

受託候補者の選定結果を受理した日の翌日から起算して 3 日以内（唐津市の休日を定める条例（平成 1 7 年条例第 2 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）に受託候補者と選定されなかったプロポーザル参加事業者から請求があったときは、当該請求者が受託候補者とされなかった理由を、当該請求を行ったプロポーザル参加事業者に書面により通知するものとする。

10 契約保証金の額、納入時期及び返還時期

- (1) 契約保証金の額
 - ア 契約金額（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）の 1 0 0 分の 1 0 以上に相当する金額とする。

イ 次のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

(ア) 当該契約について、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結している場合

(イ) 当該締結予定の契約の締結を行う日前2年間に当該締結予定の契約と種類及び規模を同じくする契約を市又は国（公社、公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行しており、かつ、当該締結予定の契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(ウ) 市長が特に保証金の免除が必要と認めた場合

ウ プロポーザル保証金の納付は、国債、地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

(2) 契約保証金の納入時期

契約保証金は、契約と同時に納入すること。

(3) 契約保証金の返還時期

契約保証金は、契約を履行した後、これを返還する。

第 1 号様式

プロポーザル参加資格確認申請書

年 月 日

唐津市水道事業

唐津市長 様

所在地

商号又は名称

代表者名

⑩

担当部署

担当者氏名

電話番号

F A X 番号

E - m a i l

令和 8 年 5 月 1 日付け唐津市企業管理公告第 5 号にて公告があった唐津市上下水道局窓口業務包括的委託へのプロポーザルに参加を希望しますので、次の書類を添えて申請します。

なお、添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

添付資料

- 1 商業登記履歴事項証明書（公告日以降に交付されたもの）
- 2 定款（最新のもの）
- 3 直近 3 年分の会社法に規定される計算書類及び事業報告
- 4 会社概要（最新のもの（パンフレットも可））
- 5 履行証明書（別紙）
- 6 情報セキュリティに関する国際規格（ISO/IEC 27001）又はプライバシーマークの取得を確認できる書類

別紙

履行証明書

1 受託者

商号又は名称	
所在地	

2 業務内容等

委託業務名	
契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日
給水人口	人
業務内容	

上記業務について、契約内容に基づき確実に履行されたことを証明します。

年 月 日

印

第2号様式

業務提案書

年 月 日

唐津市水道事業

唐津市長 様

所在地

商号又は名称

代表者名

⑩

担当部署

担当者氏名

電話番号

F A X 番号

E - m a i l

令和8年5月1日付け唐津市企業管理公告第5号にて公告があった唐津市上下水道局窓口業務包括的委託に係る業務提案書を提出します。

なお、添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

1 参加番号

2 添付書類

- (1) 業務提案書鑑 (別紙1)
- (2) 経営比率計算書 (別紙2)
- (3) 詳細評価項目別業務提案書 (別紙3)
- (4) 窓口業務等受託実績一覧 (別紙4)

別紙 1

唐津市上下水道局
窓口業務包括的委託
業務提案書

参加番号	
------	--

※ 「参加番号」欄には、プロポーザル参加資格結果通知書に記載されている参加番号を記入すること。

別紙 2

経営比率計算書

			参加番号
自己資本比率	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$	$\frac{\text{—————}}{\text{—————}} \times 100$	%
流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	$\frac{\text{—————}}{\text{—————}} \times 100$	%
固定比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本}} \times 100$	$\frac{\text{—————}}{\text{—————}} \times 100$	%

※ 直近の決算の内容で算出してください。

※ 比率は、小数点第2位（小数点第3位以下を切捨て）まで記載してください。

別紙 3

詳細評価項目別業務提案書

参加番号	
評価項目：	
詳細評価項目：	

別紙 4

窓口業務等受託実績一覧

			参加番号	
1	契約名			
	受託期間	年 月から	契約相手方	
		年 月まで	給水人口	人
業務内容	窓口・検針・開閉栓・調定収納・滞納整理・受益者負担金等関連業務・給水装置工事関連業務・排水設備工事関連業務・検満メーター取替・その他 ()			
2	契約名			
	受託期間	年 月から	契約相手方	
		年 月まで	給水人口	人
業務内容				
3	契約名			
	受託期間	年 月から	契約相手方	
		年 月まで	給水人口	人
業務内容				
4	契約名			
	受託期間	年 月から	契約相手方	
		年 月まで	給水人口	人
業務内容				
5	契約名			
	受託期間	年 月から	契約相手方	
		年 月まで	給水人口	人
業務内容				

備考

- 1 受託実績内容が確認できる部分の契約書、仕様書等の写し又は履行証明書（第1号様式（別紙））を添付すること。
- 2 契約実績が5件を超える場合は、本様式を複数枚作成し、それぞれ右上に通し番号を付すること。（最大10件までとする。）

第3号様式

提案見積書

事業所名

項目	科目	科目別費用（円）		備考
		年額	5年総額	
人 件 費	給料（責任者）			
	給料（副責任者）			
	給料（一般職）			
	給料（窓口従事者）			
	給料（開閉栓作業員）			
	給料（常駐検針員）			
	委託料（個別契約検針員）			
	委託料（指定工事店講習会費）			講師派遣費用
	法定福利費			
	計			
委 託 管 理 費	被服費			
	備消耗品費			
	燃料費			
	印刷製本費			
	通信費			
	保険料			
	委託料（CSD サービス）			
	賃借料			
	公課費			
	計			
諸経費				
メーター関連業務				
システム関連費（保守）				
合計				

備考

科目別費用は、消費税相当額及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること。